

○えびの市中学校部活動等大会参加費補助金交付要綱

平成31年 3月27日 えびの市教育委員会告示第8号

別表第1 (第5条関係)

交通費に係る算定基礎

| 会場   | 自家用車  | レンタカー (バス含む。)  | 公共交通機関          |
|------|---|--|-----------------|
| 宮崎県内 | (学校から試合会場までの往復最短距離÷15km/ℓ) × 当該年度の4月1日時点の給油単価 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ レンタカー借上料÷定員数×補助対象者数</li> <li>・ 送迎にかかる燃料代</li> </ul> | 公共交通機関を利用した最小経費 |
| 宮崎県外 | 送迎にかかる燃料代                                     |  |                 |

別表第2 (第5条関係)

高速道路利用に係る算定基礎 (出場登録選手及び引率者の人数4人に対して1台と換算し、4台を上限とする。)

|       | 会場                  | 補助対象区間                                |
|-------|---------------------|---------------------------------------|
| 宮崎県内  | 高鍋町以北               | 宮崎西インターチェンジから当該(試合)会場の最寄りのインターチェンジまで  |
|       | 日南市及び串間市            | えびのインターチェンジから都城インターチェンジ又は田野インターチェンジまで |
| 鹿児島県内 | 垂水市又は志布志市以南         | えびのインターチェンジから都城インターチェンジまで             |
|       | 鹿児島市以南(いちき串木野市を含む。) | えびのインターチェンジから当該(試合)会場の最寄りのインターチェンジまで  |

|           |                 |  |
|-----------|-----------------|--|
| 熊本県内      | 人吉市及び球磨郡の町村を除く。 | えびのインターチェンジから当該<br>(試合)会場の最寄りのインターチ<br>ェンジまで |
| 上記以外の都道府県 |                 | えびのインターチェンジから当該<br>(試合)会場の最寄りのインターチ<br>ェンジまで |

**別表第3** (第5条関係)

宿泊費に係る算定基礎

| 県内  | 県外                              |
|---|---------------------------------|
| 実費額の2分の1の額とする。(宿泊地が延岡市以<br>北及び串間市に限る。)ただし、食事代は含まない。 | 実費額の2分の1の額とする。ただし、食<br>事代は含まない。 |